

第 4 3 号議案

中野区立学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 6 月 1 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

第三中学校及び第十中学校を廃止し、中野東中学校を新設する必要がある。

中野区立学校設置条例の一部を改正する条例

中野区立学校設置条例（昭和36年中野区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表2の表中野区立第三中学校の項及び中野区立第十中学校の項を削り、同表に次のように加える。

中野区立中野東中学校 東京都中野区東中野五丁目12番1号

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。